

お子さんを保育園に預けて働く保育士さん

保育料の一部を貸し付けます

2年以上働き続ければ返還が免除されます

産休、育休明け、または新たにお子さんを保育園に預けて保育所等に勤務する期間（勤務開始日から1年間を限度）、保育料の半額を貸し付けます（月額27,000円まで）
貸付期間終了後、保育士業務に2年間以上従事することが必要です

対象となる勤務地

神奈川県内市町村（横浜市・川崎市を除く）

貸付対象期間

勤務開始日（産休・育休明けの復職日または新たに勤務開始する日）から最大1年間となります。

※貸付申請日以前の勤務期間については貸付期間として扱われません。申請する時期によって、貸付対象となる期間が1年間とならない場合があります。

貸付金返還免除対象となる業務

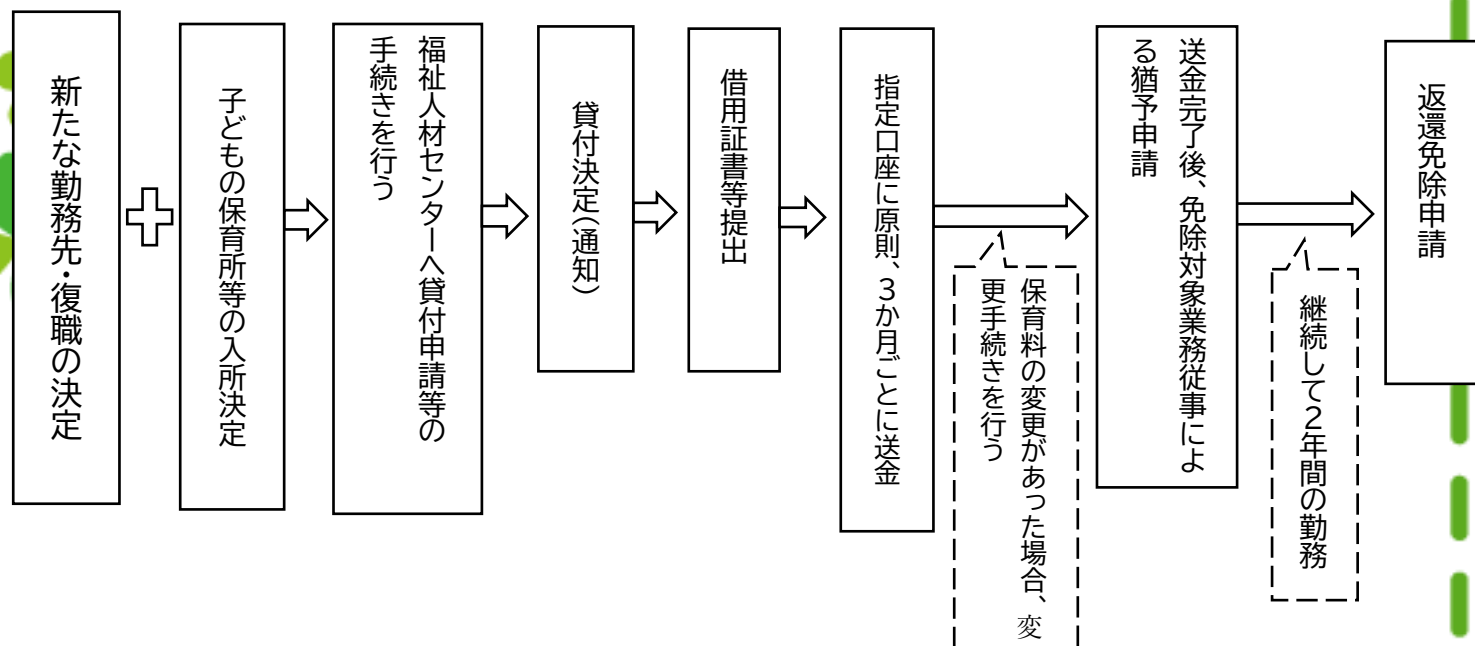
保育所・認定こども園・預かり保育を常時実施している幼稚園・認定こども園への移行予定の幼稚園・認可外保育施設のうち地方公共団体で単独保育施策において保育を行っている施設（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）・企業主導型保育所・病児保育事業所 等
上記の施設等で保育士としての業務（週20時間以上の勤務で2年間以上従事した場合）

連帯保証人

この貸付は連帯保証人が必要となります。

- ・連帯保証人は、日本国内に居住する20歳以上、80歳以下で、原則独立した生計を営むなど安定した収入がある者
- ・連帯保証人が外国籍の場合は、在留資格が永住者であること

申請手続きの主な流れ



※送金完了後から返済免除を受けるまでの期間を、返済猶予期間と言います。

申請方法

申請をご希望の方は、福祉人材センターまでお電話をください。申請書類（様式☆）を送ります。

- ◇ 貸付申請書（様式☆） ◇ 個人情報の取扱いについての同意書（様式☆）
- ◇ 勤務する保育所等の業務従事届（様式☆）
- ◇ 保育所等入所又は利用決定通知書（利用料の記載のあるもの）の写し
- ◇ 保育士証の写し
- ◇ 申請者及び連帯保証人の3か月以内の住民票（申請者と同一生計の未就学児の記載があるもの）の写し

※申請手続きは、必要な書類をそろえて、福祉人材センターに郵送してください。

【問合せ・郵送先】

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター13F

（福）神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉人材研修センター（福祉人材センター）

TEL: 045-312-4816（祝祭日を除く月曜～金曜／9時～12時 13時～17時）